

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3716130

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	ASSIGNMENT
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
KEIKO KURATA	06/12/2014
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	PANASONIC CORPORATION
<b>Street Address:</b>	1006, OAZA KADOMA, KADOMA-SHI
<b>City:</b>	OSAKA
<b>State/Country:</b>	JAPAN
<b>Postal Code:</b>	5718501
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
<b>Application Number:</b>	14908337
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(703)716-1180
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
<b>Phone:</b>	703-716-1191
<b>Email:</b>	gbpatent@gbpatent.com
<b>Correspondent Name:</b>	GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.
<b>Address Line 1:</b>	1950 ROLAND CLARKE PLACE
<b>Address Line 4:</b>	RESTON, VIRGINIA 20191
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	P49347
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	WILLIAM E. LYDDANE
<b>SIGNATURE:</b>	/William E. Lyddane/
<b>DATE SIGNED:</b>	01/28/2016
<b>Total Attachments: 6</b>	
source=P49347_assign1#page1.tif	
source=P49347_assign1#page2.tif	
source=P49347_assign1#page3.tif	
source=P49347_assign1#page4.tif	
source=P49347_assign1#page5.tif	
source=P49347_assign1#page6.tif	

**IN THE UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE**

Inventors : Keiko KURATA et al.                      Group Art Unit : Not yet assigned

Appl. No. : Not yet assigned                      Examiner : Not yet assigned  
(National Phase of PCT/JP2014/003865)

I. A. Filed : July 23, 2014                      Confirmation No: Not yet assigned

For : ORGANIC LIGHT EMITTING ELEMENT, ORGANIC LIGHT EMITTING  
DISPLAY PANEL, AND ORGANIC LIGHT EMITTING DISPLAY APPARATUS

**COVER LETTER REGARDING ASSIGNMENT**

Commissioner for Patents  
U.S. Patent and Trademark Office  
Customer Service Window, Mail Stop \_\_\_\_\_  
Randolph Building  
401 Dulany Street  
Alexandria, VA 22314

Sir:

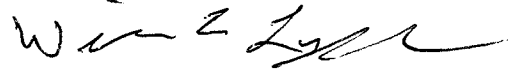
Applicant is submitting herewith a copy of the Japanese electronic assignment document from the first listed inventor, Keiko KURATA, to Panasonic Corporation, along with a copy of the Japanese electronic assignment document from Keiko KURATA to Panasonic Corporation with accurate partial English translations of the pertinent portions. Also submitted herewith is a copy of the Japanese Consent of Succession from Panasonic Corporation to JOLED INC., with an accurate partial English translation of the pertinent portions.

Assignments from the second, third and fourth listed inventors, Muneharu SATO, Tetsuro KONDOH and Shinichiro ISHINO to JOLED INC. are also being submitted herewith.

Should the Examiner have any questions, the Examiner is invited to contact the undersigned at the below-listed telephone number.

The undersigned hereby authorizes the U.S. Patent and Trademark Office to charge any fees necessary for recording the assignment to Deposit Account No.19-0089.

Respectfully submitted,  
Keiko KURATA et al.



**William E. Lyddane**  
Reg. No. 41,568

---

Bruce H. Bernstein  
Reg. No. 29027

January 21, 2016  
GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.  
1950 Roland Clarke Place  
Reston, VA 20191  
(703) 716-1191

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

## 譲渡証 ( 1 / 2 )

発明の名称 (和文) 有機発光素子  
依頼籍知財単位 20150H03: デバイス S C  
管理番号 P670077

### 発明者

氏名 (和文)	所属会社
氏名 (英文)	
倉田 恵子	パナソニック株式会社
Keiko KURATA	
佐藤 宗治	パナソニック株式会社
Muneharu SATO	
近藤 哲郎	パナソニック株式会社
TETSURO KONDOH	
石野 真一郎	パナソニック株式会社
Shinichiro ISHINO	

上記の発明・考案または意匠に関して、全世界で特許を受ける権利あるいは実用新案または意匠の登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いたします。

### 確認事項

上記の発明・考案または意匠を自己の所属会社に譲渡するに際し、下記の内容の確認を終了しております。

1. 自己の職務に関して発明、考案または意匠の創作 (以下、発明等という) をなした役員または従業員 (以下、発明者等という) は、当該発明等について、国内ならびに外国において特許もしくは登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いただく (全社規程・知的財産基本規程第15条・知的財産業務規程第26条) こととなっています。なお、法律 (特許法等) 上も役員または従業員がなした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにより、使用者等に特許を受ける権利を継承させることができることになっています。
2. 国内外出願の可否、出願に代えて行なう技術内容の公開または社内秘匿登録の可否、出願の形式や内容の追加・修正、出願審査請求の可否、拒絶理由・拒絶査定に対する応答、特許権等の維持・放棄等、会社が譲渡を受けた発明等に関わる一切の処分を会社が決定することになっています。
3. 発明者等とは、当該発明等を完成するために個別具体的に寄与した者であり、一般的な知識の助言者や、管理監督を行う立場にいる者として、部下の業務に対して一般的な管理を行ったにすぎない者は発明者等には含まれません。したがって、譲渡証には真の発明者等のみを記載して下さい。なお、真の発明者等以外を発明者等として記載すると、国によっては特許が無効となります。
4. 法的公開 (特許法の場合は、原則として出願から1年6ヶ月) 前出願関連情報は、情報セキュリティに関する規程に定める機密区分 (「秘」) 扱いとなりますので、取扱いには細心の注意を払って下さい。
5. 発明者等の皆様には、出願、審査請求、中間処理手続その他権利の取得および維持に必要な手続きに関してご協力していただくことが重要です。また、発明者等が複数の場合、特定の発明者等1名 (願書に記載の筆頭発明者等を原則とし、知財部門や発明者等間で決定することもあります) が全発明者等を代表して当該手続きに協力していただくこともあります。
6. 会社に譲渡された発明等については、出願されたとき、登録されたとき、および登録された権利の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合、会社は所定の規程に基づき報奨金を支給いたします。また、技術ノウハウにかかる発明について、社内秘匿登録をしたとき、および当該技術ノウハウにかかる発明の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合も、同様に報奨金を支給いたします。
7. 退職した後も原則として報奨金を支給いたしますので、退職後に住所の変更、取引銀行の口座の変更が生じた場合は、速やかに本社知財部門にご連絡願います。この連絡がない場合は、報奨金の支給は致しません。なお、ご連絡頂いた住所、銀行口座等の個人情報については、権利の取得、維持に必要な手続きの為および報奨金支給の目的のみの利用となります。
8. 設定された寄与度は、発明等が登録された時に見直しを行って下さい。発明者等全員の同意に基づき寄与度を変更する場合は、速やかに事業場の知財部門にご連絡願います (寄与度変更届の提出)。
9. 報奨金について特許法第35条第4項に規定の会社との協議を終了していない場合は、事業場の知財部門にご連絡下さい。

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

## 譲渡証 ( 2 / 2 )

発明の名称 (和文) 有機発光素子  
依頼籍知財単位 20150H03: デバイス S C  
管理番号 P670077

10. 発明等が共有に係るときは、各共有者がその持分を譲渡する際に、他の共有者の同意が必要です。本画面上で発明等の譲渡手続を行うことにより、発明者等が複数の場合、他の発明者等がその持分を当該発明者等の所属会社に譲渡することに同意することになります。

上記内容にご質問やご不明な点等がある場合は、事業場の知財部門または本社知財部門までご連絡、ご相談下さい。

氏名	所属会社	電子署名	譲渡日
倉田 恵子 Keiko KURATA	パナソニック株式会社	/倉田 恵子/	2014/06/12

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

Assignment

譲渡証 ( 1 / 2 )

発明の名称 (和文) 有機発光素子 ← Title of invention  
 依頼籍知財単位 20150H03: デバイス S C  
 管理番号 P670077 ← Panasonic's reference No.

発明者

氏名 (和文) 氏名 (英文)	所属会社
倉田 恵子 Keiko KURATA	パナソニック株式会社
佐藤 宗治 Muneharu SATO	パナソニック株式会社
近藤 哲郎 TETSURO KONDOH	パナソニック株式会社
石野 真一郎 Shinichiro ISHINO	パナソニック株式会社

上記の発明・考案または意匠に関して、全世界で特許を受ける権利あるいは実用新案または意匠の登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いたします。

確認事項

上記の発明・考案または意匠を自己の所属会社に譲渡するに際し、下記の内容の確認を終了しております。

1. 自己の職務に関して発明、考案または意匠の創作 (以下、発明等という) をなした役員または従業員 (以下、発明者等という) は、当該発明等について、国内ならびに外国において特許もしくは登録を受ける権利を自己の所属会社に譲渡いただく (全社規程・知的財産基本規程第15条・知的財産業務規程第26条) こととなっています。なお、法律 (特許法等) 上も役員または従業員がなした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにより、使用者等に特許を受ける権利を継承させることができることになっています。
2. 国内外出願の要否、出願に代えて行なう技術内容の公開または社内秘匿登録の要否、出願の形式や内容の追加・修正、出願審査請求の要否、拒絶理由・拒絶査定に対する応答、特許権等の維持・放棄等、会社が譲渡を受けた発明等に関わる一切の処分を会社が決定することになっています。
3. 発明者等とは、当該発明等を完成するために個別具体的に寄与した者であり、一般的な知識の助言者や、管理監督を行う立場にいる者として、部下の業務に対して一般的管理を行ったにすぎない者は発明者等には含まれません。したがって、譲渡証には真の発明者等のみを記載して下さい。なお、真の発明者等以外を発明者等として記載すると、国によっては特許が無効となります。
4. 法的公開 (特許法の場合は、原則として出願から1年6ヶ月) 前出願関連情報は、情報セキュリティに関する規程に定める機密区分 (「秘」) 扱いとなりますので、取扱いには細心の注意を払って下さい。
5. 発明者等の皆様には、出願、審査請求、中間処理手続その他権利の取得および維持に必要な手続きに関してご協力いただくことが重要です。また、発明者等が複数の場合、特定の発明者等1名 (願書に記載の筆頭発明者等を原則とし、知財部門や発明者等間で決定することもあります) が全発明者等を代表して当該手続きに協力していただくこともあります。
6. 会社に譲渡された発明等については、出願されたとき、登録されたとき、および登録された権利の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合、会社は所定の規程に基づき報奨金を支給いたします。また、技術ノウハウにかかる発明について、社内秘匿登録をしたとき、および当該技術ノウハウにかかる発明の活用により事業経営に対して一定の貢献が認められた場合も、同様に報奨金を支給いたします。
7. 退職した後も原則として報奨金を支給いたしますので、退職後に住所の変更、取引銀行の口座の変更が生じた場合は、速やかに本社知財部門にご連絡願います。この連絡がない場合は、報奨金の支給は致しません。なお、ご連絡頂いた住所、銀行口座等の個人情報については、権利の取得、維持に必要な手続きの為および報奨金支給の目的のみの利用となります。
8. 設定された寄与度は、発明等が登録された時に見直しを行って下さい。発明者等全員の同意に基づき寄与度を変更する場合は、速やかに事業場の知財部門にご連絡願います (寄与度変更届の提出)。
9. 報奨金について特許法第35条第4項に規定の会社との協議を終了していない場合は、事業場の知財部門にご連絡下さい。

(本譲渡証 (PDF) は、i-proの譲渡画面での譲渡結果を示すものです。必ずご確認ください。なお、本譲渡証 (PDF) は、i-pro原簿および包袋に自動的に保存されます。)

## 譲渡証 ( 2 / 2 )

発明の名称 (和文) 有機発光素子  
依頼籍知財単位 20150H03: デバイス S C  
管理番号 P670077

10. 発明等が共有に係るときは、各共有者がその持分を譲渡する際に、他の共有者の同意が必要です。本画面上で発明等の譲渡手続を行うことにより、発明者等が複数の場合、他の発明者等がその持分を当該発明者等の所属会社に譲渡することに同意することになります。

上記内容にご質問やご不明な点等がある場合は、事業場の知財部門または本社知財部門までご連絡、ご相談下さい。

氏名	所属会社	電子署名	譲渡日
倉田 恵子	パナソニック株式会社	Electronic signature / 倉田 恵子 /	Date of assignment 2014/06/12
Keiko KURATA	Panasonic Corporation		